

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合） 手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00027 沿革 (略) <u>平成22年9月27日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第1条 ～ 第2条 (略)</p> <p>(特約期間中における輸出契約等の相手方の登録・格付変更等)</p> <p><b>第3条</b> 特約書締結者は、特約書第1条に定める特約期間中(以下「特約期間中」という。)に企総登録を行おうとするときは、原則として、保険申込み予定日の15日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。ただし、輸出契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、保険申込み予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。</p> <p>一 名簿（平成13年4月1日 01-制度-00063「海外商社名簿について」第1条に規定する海外商社名簿をいう。）に登録されていない場合</p> <p>二 格付の変更又は継続を要する場合</p> <p>三 特約書第5条第2号に規定する支払限度額（以下「支払限度額」という。）の設定を要する場合（第3項に規定する場合を除く。）</p> <p>四 海外支店等・子会社等登録を要する場合</p> <p>2 特約書締結者は、すでに企総登録されている輸出契約等の相手方が特約期間中に前項第2号又は第4号に該当することとなった場合は、原則として、保険の申込み予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。</p> <p>3 特約書締結者は、企総登録した輸出契約等の相手方の格付が変更され、貿易一般保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00034。以下「貿易一般保険運用規程」という。）別表第2の「格付変更後の支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている場合に該当することとなったとき（た</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合） 手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00027 沿革 (略)</p> <p>第1条 ～ 第2条 (略)</p> <p>(特約期間中における輸出契約等の相手方の登録・格付変更等)</p> <p><b>第3条</b> 特約書締結者は、特約書第1条に定める特約期間中(以下「特約期間中」という。)に企総登録を行おうとするときは、原則として、保険申込み予定日の15日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。ただし、輸出契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、保険申込み予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。</p> <p>一 名簿（平成13年4月1日 01-制度-00063「海外商社名簿について」第1条に規定する海外商社名簿をいう。）に登録されていない場合</p> <p>二 格付の変更又は継続を要する場合</p> <p>三 特約書第5条第2号に規定する支払限度額（以下「支払限度額」という。）の設定を要する場合（第3項に規定する場合を除く。）</p> <p>四 海外支店等・子会社等登録を要する場合</p> <p>2 特約書締結者は、すでに企総登録されている輸出契約等の相手方が特約期間中に前項第2号又は第4号に該当することとなった場合は、原則として、保険の申込み予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。</p> <p>3 特約書締結者は、企総登録した輸出契約等の相手方の格付が変更され、貿易一般保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00034。以下「貿易一般保険運用規程」という。）別表第2の「格付変更後の支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている場合に該当することとなったとき（た</p>	

だし、特約書締結者自らが、企総登録等申請書により当該輸出契約等の相手方の格付変更の申請をしたときを除く。）は遅滞なく企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。

4 特約書締結者は、貿易一般保険運用規程第60条第2項ただし書により支払限度額の変更を行おうとするときは、原則として、保険の申込予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。

5 特約書締結者は、貿易一般保険運用規程第60条第3項により支払限度額の増額を行おうとするときは、原則として、最新の支払限度額の設定日から3月を経過した後であって、保険の申込予定日の30日前までに別紙様式第2-2による貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の支払限度額増額申請書を本店等に提出するものとする。

6 特約書締結者は、貿易一般保険運用規程第60条第4項により支払限度額の減額を行おうとするときは、企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。

7 特約書締結者は、輸出契約等の相手方に係る企総登録を特約書第2条第2項の規定により削除しようとするときは、原則として、特約期間満了日の1月前までに書面によりその旨を本店等に届け出るものとする。

8 特約書締結者は、企総登録した輸出契約等の相手方の名称又は住所が変更された場合は、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」（平成13年4月1日 01-制度-00065）第4条に規定する手続に従い当該輸出契約等の相手方の名称又は住所を変更するものとする。

第4条 ～ 第19条 （略）

**（保険金の支払の請求）**

**第20条** 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店等に提出するものとする。

第1号 ～ 第3号 （略）

だし、特約書締結者自らが、企総登録等申請書により当該輸出契約等の相手方の格付変更の申請をしたときを除く。）は遅滞なく企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。

4 特約書締結者は、貿易一般保険運用規程第60条第2項ただし書により支払限度額の変更を行おうとするときは、原則として、保険の申込予定日の30日前までに企総登録等申請書を本店等に提出するものとする。

5 特約書締結者は、貿易一般保険運用規程第60条第3項により支払限度額の増額を行おうとするときは、原則として、最新の支払限度額の設定日から3月を経過した後であって、保険の申込予定日の30日前までに別紙様式第2-2による貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の支払限度額増額申請書を本店等に提出するものとする。

6 特約書締結者は、輸出契約等の相手方に係る企総登録を特約書第2条第2項の規定により削除しようとするときは、原則として、特約期間満了日の1月前までに書面によりその旨を本店等に届け出るものとする。

7 特約書締結者は、企総登録した輸出契約等の相手方の名称又は住所が変更された場合は、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」（平成13年4月1日 01-制度-00065）第4条に規定する手続に従い当該輸出契約等の相手方の名称又は住所を変更するものとする。

第4条 ～ 第19条 （略）

**（保険金の支払の請求）**

**第20条** 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類等を本店等に提出するものとする。

第1号 ～ 第3号 （略）

<p>第2項 ～ 第3項 （略）</p> <p>第21条～第31条 （略）</p> <p><b>附 則</b>  <u>この改正は、平成22年10月1日から実施する。</u></p> <p>別表1～7 （略）</p>	<p>第2項 ～ 第3項 （略）</p> <p>第21条 ～ 第31条 （略）</p> <p>別表1～7 （略）</p>	
--	--	--